

国立大学法人群馬大学受託研究取扱規程

	平成 16. 4. 1	制定
改正	平成 16.12. 1	平成 17. 4. 1
	平成 17. 6. 1	平成 18. 6. 1
	平成 19. 4. 1	平成 19.10. 1
	平成 19.12. 1	平成 20. 3. 1
	平成 20.10. 7	平成 20.12. 1
	平成 21. 6.24	平成 22. 4. 1
	平成 23. 4. 1	平成 25. 4. 1
	平成 26. 4. 1	

(趣 旨)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）において、民間等外部の機関（以下「委託者」という。）からの委託を受けて業務として行う研究の取扱いについては、他の法令又はこれに基づく特別の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学以外の者から委託を受けて実施する研究、調査、分析及び検査等で、これに要する経費（以下「研究経費」という。）等を委託者が負担するものをいう。

2 この規程において「委託者」とは、本学以外の全ての外部機関及び個人をいう。

3 この規程において「研究担当者」とは、受託研究を行う本学の研究者（国立大学法人群馬大学における科学研究費補助金等の応募資格に関する取扱いについて（平成18年3月16日 学長裁定）に定める応募資格者）をいう。

4 この規程において「研究代表者」とは、前項の研究担当者のうち当該受託研究の研究組織を代表し、研究計画の取りまとめ等を行うとともに、研究推進に関し責任を負う者をいう。

5 この規程において「学部等」とは、事務局、各学部、医学系研究科、保健学研究科、理工学府、生体調節研究所、総合情報メディアセンター、医学部附属病院、大学教育・学生支援機構、研究・産学連携戦略推進機構、重粒子線医学推進機構及び国際教育・研究センターをいう。

6 この規程において「学部長等」とは、前項の学部等の長をいう。

7 この規程において「知的財産権」とは、国立大学法人群馬大学職務発明等規則第2条第3項に定めるものをいう。

(受入れの条件)

第3条 受託研究の受入れに当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 受託研究は、委託者が一方的に中止し、又は期間を延長することはできないこと。ただし、委託者から中止又は期間延長の申し出があった場合には、学部長等は、委託者と協議の上、決定すること。

(2) 本学は、委託者が契約に違反したため、受託研究を完了することが不可能となるに至った場合に

- は、受託研究に関する契約を解除することができること。
- (3) 研究経費は、原則として返還しないこと。ただし、委託者からの申し出による中止又は契約解除の場合において、中止又は契約解除の事由が本学が受託研究に関する契約を履行できないことによるとき、あるいは本学が第 10 条の規定により中止するとき、又は本学が契約解除をするときは、この限りでないこと。
 - (4) 研究経費により取得した設備等は、本学に帰属すること。ただし、委託者が、国の機関若しくは公社、公庫、公団等政府関係機関、地方公共団体、他の国立大学法人、独立行政法人である場合又は特別の事情がある場合には、条件は付さないことができる。
 - (5) やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長し、あるいは契約を解除する場合において、委託者が損害を受けたときは、これに対し、本学は、その責を負わないこと。
 - (6) 受託研究に関する成果は公表するものとし、その公表は第 13 条の定めるところにより行うこと。
 - (7) 受託研究の結果生じ、かつ、本学に単独で帰属した知的財産権は、原則として委託者に無償で使用させ、又は無償譲渡とすることはできないこと。

(外部資金受入審査委員会)

- 第 4 条 受託研究の受入れを適正に行うため、学部長等の諮問機関として学部等に外部資金受入審査委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。
- 2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委託の申請)

- 第 5 条 委託者は、次の各号に定める定型的な検査等を委託する場合を除き、受託研究申込書を受託研究を委託しようとする研究代表者が所属する学部長等（教員にあつては主担当を命ぜられた学部長等）に提出するものとする。
- (1) 医学系研究科における病理学的検査
 - (2) 医学系研究科における病理解剖
 - (3) 医学系研究科におけるマラリア間接蛍光抗体検査
 - (4) 医学系研究科における死亡時画像検査
 - (5) 医学部附属病院における医薬品等の臨床研究
 - (6) 研究・産学連携戦略推進機構における依頼分析
- 2 前項に定める定型的な検査等の取扱い等については、別に定める。

(受入れの決定等)

- 第 6 条 受託研究の受入れの可否は、委員会の議に基づき、学部長等が決定するものとする。
- 2 学部長等は、前項の規定により受託研究の受入れを決定したときは、国立大学法人群馬大学会計事務取扱規程第 6 条に規定する受託研究に係る分任契約担当役（以下「分任契約担当役」という。）に通知するものとする。
 - 3 学部長等は、第 1 項の規定により受託研究の受入れを否決したときは、委託者にその内容を通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 分任契約担当役は、前条第2項の通知に基づき、委託者と受託研究に関する契約を締結するものとする。

2 分任契約担当役は、前項に定める契約を締結したときは、当該学部長等にその旨を通知しなければならない。

(研究経費の取扱い)

第8条 研究経費については、次の各号により取り扱うものとする。

(1) 委託者が負担する額は、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費等の当該研究に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）の合算額とすること。

(2) 間接経費は、直接経費の30%に相当する額とする。ただし、30%に相当する額と異なる額とする必要がある場合には、学部長等及び委託者が、合意した額とする。

(3) 第10条の規定による受託研究の中止、又は契約を解除したことにより、納入された研究経費の額に不用が生じた場合には、委託者は、分任契約担当役に不用となった額の返還を請求できる。

なお、分任契約担当役は、委託者から返還請求があった場合には、これに応じなければならない。

(設備等の取扱い)

第9条 学部長等は、受託研究の遂行上必要な場合には、委託者から、研究経費のほか、その所有に係る設備を受け入れることができる。

(受託研究の中止、又は期間の延長)

第10条 研究代表者は、当該受託研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに学部長等に報告し、その指示を受けるものとする。

2 学部長等は、前項の報告があったときは、受託研究の遂行上やむを得ないと認める場合に限り、委託者と協議の上、これを中止し、又はその期間を延長することを決定し、その旨を分任契約担当役に通知するものとする。

3 分任契約担当役は、前項の通知があったときは、当該受託研究に係る契約を変更し、その旨を学部長等に通知するものとする。

(受託研究の完了)

第11条 研究代表者は、受託研究が完了したときは、報告書を学部長等に提出するものとする。

2 学部長等は、前項の報告書の提出を受けたときは、分任契約担当役にその旨を報告するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第12条 受託研究における知的財産権の取扱いは、国立大学法人群馬大学職務発明等規則及び第7条に基づく契約書によるものとする。

(研究成果の公表)

第13条 受託研究による研究成果は、公表を原則とするものとする。

2 公表の時期・方法については、学部長等が、委託者との間で契約書等において適切に定めるものとする。

(秘密の保持)

第14条 学部長等及び委託者は、契約の締結に当たり、双方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、定めることができる。

(誓約書の提出)

第15条 国又は国が所管する機関若しくは独立行政法人（以下「国等」という。）から委託（委託先から再委託される場合を含む。）を受けて、国等が運用を行う競争的資金を研究経費として使用し研究を実施する研究担当者は、別紙様式1に規定する誓約書を研究年度毎に学長に提出するものとする。

(事務)

第16条 受託研究の受入れに関する事務は、研究推進部産学連携推進課において処理する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

受託研究費の使用に関する誓約書

私は、（受託研究の名称記入）により研究を遂行するにあたり、当該研究費の取扱要領及び関係法令（学内規程を含む。）を遵守いたします。また、当該研究費が、国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、使用に関する説明責任を自覚し、研究において不正行為を行わないことを誓約いたします。

国立大学法人群馬大学
学 長 殿

研究担当者氏名： _____ 印
(※必ず本人が自署の上押印願います。)